

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

一般会計

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	23,928,626 千円
2 歳 出	総 額	22,612,342
3 歳 入	歳 出 差 引 額	1,316,284
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	88,029
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	88,029
5 実 質 収 支	額	1,228,255
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	620,000

国民健康保険事業特別会計

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	6,172,578 千円
2 歳 出	総 額	5,774,016
3 歳 入	歳 出 差 引 額	398,562
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	398,562
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

介護保険事業特別会計

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	3,598,127 千円
2 歳 出	総 額	3,512,711
3 歳 入	歳 出 差 引 額	85,416
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	85,416
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

後期高齢者医療事業特別会計

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	530,300 千円
2 歳 出	総 額	528,810
3 歳 入	歳 出 差 引 額	1,490
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質	収 支 額	1,490
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

公共下水道事業特別会計

区 分		金 額
1	歳 入 総 額	1,818,959 千円
2	歳 出 総 額	1,792,422
3	歳 入 歳 出 差 引 額	26,537
4	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	110
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	110
5	実 質 収 支 額	26,427
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0